

第26号議案

豊川市手数料条例の一部改正について（市民部関係）

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 豊川市手数料条例（平成12年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3中19の項を22の項とし、11の項から18の項までを3項ずつ繰り下げ、同表10の項中「戸籍の附票の写し」を「磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類」に改め、同項を同表12の項とし、同項の次に次のように加える。

13	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票の除票に記録されている事項を記載した書類の交付	戸籍附票の除票写し交付手数料	1件につき200円
----	---	----------------	-----------

別表第3の9の項の次に次のように加える。

10	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除票に記録されている事項を記載した書類の交付	除票写し交付手数料	1件につき200円
11	住民基本台帳法第1	除票記載事	1件につき200円

	5条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づく除票に記載をした事項に関する証明書の交付	項証明書交付手数料	
--	---	-----------	--

第2条 豊川市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3の14の項中「。以下「番号法」という。」を削り、同表中15の項を削り、16の項を15の項とし、17の項から22の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部改正に伴い除票写し交付手数料等を定めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い通知カード再交付手数料を廃止し、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。